



質問

マンション管理適正化法および区分所有法における押印廃止について相談します。

(相談概要)

1. マンション管理適正化法第73条に基づく契約の成立時の書面における管理業務主任者の押印は不要となりましたが、管理委託契約書の管理業務主任者の押印は、不要となりますか。
2. 区分所有法改正によって、議事録も自動的に押印は不要となりますか。
3. 重要事項説明書の原本の取り扱いは、どのようになりますか。



回答

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年9月1日）の施行に伴い、マンション管理適正化法施行通達（国不参第57号、令和3年9月1日）及び区分所有法についても、押印を廃止する旨の規定がされました。

1. 従前より、管理委託契約書への管理業務主任者の押印は規定されていませんが、標準管理委託契約書に管理業務主任者の記名があるのは、管理委託契約書と73条書面を兼ねる場合の記載例です。よって、法令上の押印義務が廃止となったことから、管理委託契約書と73条書面を兼ねる場合についても管理業務主任者の押印は不要となります。
2. 区分所有法の改正により集会の議事録への押印が廃止されましたが、現状の管理規約で押印を規定している場合は押印が必要であり、押印がないと管理規約違反となります。管理組合で押印を廃止する判断をする場合には、その旨の管理規約の改定が必要となります。マンション標準管理規約でもその旨の改定がなされています。
3. マンション管理適正化法第72条に基づき、従前は管理業務主任者の記名押印のあるものを重要事項説明書の「原本」としておりましたが、押印廃止の施行通達により「記名」のみとなったことから、重要事項説明書における原本の概念がなくなりました。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。